

総合評価書要旨

1. 評価対象施策

男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進

2. 評価対象期間

平成 28 年度～令和 2 年度

3. 施策の目的

- (1) 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること。
- (2) 第 4 次男女共同参画基本計画（以下、「4 次計画」という。）において、平成 32 年度までを目途とした「成果目標」を盛り込んでおり、この成果目標達成を目指して施策を推進。

4. 評価結果の概要

(1) 必要性

男女共同参画の取組が進まない場合、個人にとっては、自らの意欲・能力が十分に活かさない、自ら人生設計することが難しく、生きづらい、幸福が感じられないといった状況になりかねない。社会全体にとっても、個人が生きづらい社会や地域、さらに組織には良い人材は集まらず、多様な発想が欠けることでイノベーションが生まれにくくなることになりかねない。男女共同参画は、それ自体が我が国にとって最重要課題であるが、グローバル化が進む中で、世界的な人材獲得や投資をめぐる競争の成否を通じて日本経済の成長力にも関わることである。

(2) 効率性 及び (3) 有効性

政府では、平成 27 年 12 月に 4 次計画を策定し、4 次計画に基づき取組を進めてきた。その結果、女性就業者数や上場企業の女性役員数が増加し、民間企業の各役職段階に占める女性の割合が着実に上昇するなど、指導的地位に就く女性が増える土壌が形成されてきている。